

## 浦添市経済対策緊急支援金（家賃支援） Q&A

令和2年5月19日

### <対象経費・支給額関係>

Q1. 本社は浦添市以外にあるが、浦添市内に店舗や営業所があり、その施設の家賃が生じている場合は、対象になりますか？

A1. 対象になります（ただし、1事業所につき1施設まで）。

Q2. 家賃対象となる施設は、店舗・事業所等とあるが、倉庫は対象になりますか？

A2. 倉庫は対象外です。

Q3. 4月分と5月分のいずれも月額10万円以上の家賃を支払っている場合の支給額は、各月10万円でしょうか？

A3. 支給額は、4月分と5月分の2か月分の合計で最大10万円となります。

Q4. 申請から支給されるまでどの程度の期間を要しますか？

A4. 申請内容に不備がない場合は、市が申請書を受領してから概ね2週間程度で支給（口座へ振込み）される予定です。

### <添付書類関係>

Q21. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年分の確定申告（所得税又は市県民税）を済ませてない場合、提出書類はどうなりますか？

A21. 原則として、申告を済ませたうえで、支援金を申請してください。  
なお、申告できない事情がある場合は、①平成30年分の確定申告書、及び、②令和元年分の月別売上（売上比較対象月）が確認できる書類（売上台帳など）を提出する方法も可とします。

Q22. 令和元年分の確定申告後に月別売上台帳を処分した等により、令和元年分の月別の売り上げが確認できない場合、提出書類はどうなりますか？

A22. 令和元年分の月別売り上げが確認できない場合は、「前年同月」と

の比較ができないため、1年間の売上げ額を12ヵ月で割った「月平均売上額」を用いて、令和2年2月から5月のいずれかの売上額と比較し、売上げが減少している場合に要件を満たすものとします。この場合、売上比較表は、追加様式「業績が1年以上の場合（月平均売上額との比較）」を用いてください。

Q23. 新型コロナウイルス感染症特別貸付（沖縄振興開発金融公庫）の融資を申し込んだが、融資申込書の控え（写し）や契約書等が手元にない場合の提出書類はどうなりますか？

A23. 浦添商工会議所経由で申し込んだ場合は、浦添商工会議所にて控えを受け取り提出してください。

また、既に融資が実行されている場合は、融資金が振り込まれた通帳の写し（表面及び振込額が印字されたページ）も可とします。

それ以外で、融資の申込や実行を証する書類がない場合は、浦添市から沖縄公庫へ照会して確認するので、別途「照会にかかる同意書」を市へ追加提出してください。

なお、申請書類一式を既に郵送提出した方が、書類を追加提出する場合は、下記宛先に書類をFAX送信又はPDFファイルに変換してE-mail送信する方法も可とします。

【送信先】 浦添市 産業振興課 FAX : 876-9467 E-mail : sangyo@city.urasoe.lg.jp
--

Q24. 国のセーフティネット保証（経営安定保証）制度や、県の中小企業セーフティネット資金制度を活用するため、市町村の認定を受けて金融機関に融資を申し込んでいる場合は、当該認定書を「融資の申込みを確認できる書類」として、提出すればよいか？

A24. 市町村が発行した認定書は、制度毎に定められている基準等（売上減少率など）を満たしていることを認定したもので、「融資の申込みを確認できる書類」ではありません。

以上